

1. 議事日程（第9日目）

- 日程第 1 議案第41号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第42号 上天草市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第43号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第44号 上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第46号 令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第47号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第 8 議案第48号 字の区域の変更について
- 日程第 9 議案第49号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第10 議案第50号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第11 同意第 5号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 6号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 7号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 議案第51号 財産の取得について
- 日程第16 同意第 8号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 請願・陳情等の取り扱いについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博

1番 木下 文宣

2番 何川 誠

3番 嶋元 秀司

4番	田中 辰夫	5番	何川 雅彦	6番	宮下 昌子
7番	高橋 健	8番	小西 涼司	9番	新宅 靖司
10番	田中 万里	11番	北垣 潮	12番	島田 光久
13番	津留 和子	14番	桑原 千知	15番	西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
教 育 長	高倉 利孝	総 務 企 画 部 長	和田 好正
市 民 生 活 部 長	宇藤 竜一	建 設 部 長	小西 裕彰
経 済 振 興 部 長	井手口隆光	教 育 部 長	山下 正
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総 務 課 長	濱崎 裕慈	財 政 課 長	迫本潤一郎
会 計 管 理 者	鬼塚佐栄子	水 道 局 長	山本 一洋
企 画 政 策 課 長	永田 健吾		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
主 幹	倉橋 大樹	主 事	竹川 知佐

開議 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(島田 光久君) おはようございます。

本日6月14日、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案等は、議案1件、同意1件、議案発議2件の合計4件です。

まず、議案第51号、財産の取得については、執行部からの説明を受け、慎重に審査しました結果、本日の会議に上程後、委員会に付託することに決定いたしました。

次に、同意第8号、上天草市教育委員会の任命につき同意を求めることについては、執行部からの説明を受け、慎重に審査しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略し、6月26日に表決することに決定いたしました。

次に、議案発議第7号、上天草市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について及び発議第8号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、6月26日に上程し、提出者から説明を受け、これに対する質疑討論を経て表決することに決定いたしました。

皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

○議長（園田 一博君） 本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申し合わせのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意願います。

日程第 1 議案第41号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第1、議案第41号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 2 議案第42号 上天草市森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第2、議案第42号、上天草市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第 3 議案第43号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第3、議案第43号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

通告がっておりますので、発言を許します。

8番、小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） この条例は、実質的下水道の処理代金の値上げだと思うんですけども、その値上げによって、どれくらいの増収があるのか。まず、伺いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） おはようございます。よろしく申し上げます。

今回の料金改定に行う際の試算では、年間で約650万円程度の増収を見込んでいます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 下水道の運営に関しては、なかなか加入率が上がらないとかの理由によって、なかなか経営していくのに困難な状況であることは、わかっております。今回、10月から水道料金のほうも、上水道料金の方も値上げされますし、それに合わせた値上げかと思っておりますけれども、一般会計のほうから毎年約2億円ですかね。確か助成金を下水道のほうに繰り入れておりますけれども、幾らからでも増収を上げるために、やはり加入率を上げることが大事だと思うんですけども、現在の加入率ですか。多分この下水道の予算を見ますと、加入処理戸数が約1,500件。その中で、どれくらいの加入率があるのか伺いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 平成30年度末の下水道整備区域内の人口のうち、下水道を使用している人口の割合、これは接続率と言いますが、85.4%となっております。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 区域内の世帯数でいきますと、1,739世帯のうち、1,509世帯が加入しています。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 皆さん御存じのように、この下水道は、松島町の合津・阿村地区を中心に、管路が広がっているわけですけども、今、加入率のほうで85.4%ということで、多分下水道法で、私の記憶の中では、下水道が施行され、地域に敷設をされた後に、3年以内に加入をしないということで、多分下水道法で決まっていたと思うんですけども、もう3回目ですよ。その3年以上、恐らく過ぎているところが結構あるんじゃないかなと思います。ただ、下水道に加入するためには、トイレとかの改修を行わなくてはならないし、また、その加入するときの加入金というのが、その家に住んでいる人数ではなくて、その家の敷地の面積によって加入金の金額が決められているということで、なかなかひとり暮らしの結構年をとった世帯においては、なかなかその下水道に加入することが難しい状況ではないかと思われま。そういった中で、法律的から言えば、先ほど申し上げましたように3年以内のうちに加入をし

なければならないということがありますので、こういった加入率を上げるために、こういったその施策を行っているのか、最後に伺っておきたいと思えます。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 下水道整備区域内の受益者は、下水道への加入が義務づけられております。今後も引き続き未加入者への通知を行いまして、普及促進に努めるとともに、現在の住宅の下水道接続に係る費用の一部は、本市の住宅リフォーム等の支援事業補助も利用可能でありますので、その旨も、周知をあわせて行っていくところです。

○議長（園田 一博君） 次に、6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今回の条例の制定改正ですけれども、基本料金でいきますと、166.5円の引き上げということで、1立方メートルごとに25.9円の引き上げとなるようになってます。消費税も上がるということだと思えますが、その積算の根拠についてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしくお願ひします。

公営企業であります下水道事業を運営する上で、使用料収入は基幹となるべき収入であります。現実には、一般会計からの繰り入れ等も含めて、収支均衡が図られているところであります。今後、下水道処理区域内の人口減少や節水型家電の普及の影響で、使用料の収入の減少が見込まれております。

また、下水道の供用開始から26年経過して、下水道施設の老朽化が進んでいるため、今後、修繕費と維持管理費の増加が見込まれるなど、厳しい経営状況環境にあるところです。

今回の料金改定は、受益者負担を基本とする下水道事業の長期的かつ安定的なサービスの提供を図る上で、避けることのできないものと考えております。積算の根拠といたしましては、過去5年間の使用料収入と事業運営経費の状況をもとに、今後の4年間の収支状況を見込み算定し、料金改定案を作成しました。この案を基に2月に開催いたしました下水道運営審議会に諮問し、検討した結果、現料金から15%引き上げる案が妥当であるとの答申を得たところです。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 15%の値上げということで、今説明を受けましたが、1世帯当たりにおける料金の負担額の見込みは、どのように試算をしておられるのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 各家庭の1カ月平均が約20トン、20立方メートルと比較した場合ですけれども、1カ月あたりに555円、年間で6,660円の負担増となる見込みです。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 20トンあたりということで、ひと月にすると555円と、同じように水道料、上水のほうも上がるわけですけれども、松島では水道料のほうもかなり上がります。それで、例えば、2人世帯で水道料のほうは、ひと月に換算しますと430円上がる。3人世帯で670円というふうに、この間説明を受けましたが、それプラスこの555円が上がるということに

なりますけれども、かなり引き上げになるんじゃないかと思うんですね。それで、審議委員会の中では、そういうことは出なかったのかどうかということをお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 審議会の中でも、現行の料金のままでできないかという意見もありました。また、15%じゃなくて、20%もう引き上げたらどうかという意見も色々ありました。その中で、15%という答申を受けたところです。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第 4 議案第 4 4 号 上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第 4、議案第 4 4 号、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 5 議案第 4 5 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（園田 一博君） 日程第 5、議案第 4 5 号、令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。

通告があつておりますので、発言を許します。

1 2 番、島田光久君。

○1 2 番（島田 光久君） 2 2 ページの商工振興費、地域おこし協力隊報償費、232万4,000円についてお尋ねいたします。

これまで本市は、地域おこし協力隊を積極的に活用してきております。今回も地域おこし協力隊を募集されるわけですが、これまで募集をどのようにされて、今回はどのような募集方式でされるのかですね。

それと、協力隊員の業務体制、現状はどのようになっているのか、私が見ている限り野放し状態に見えるんですけど、今回の業務体制は、どのように考えていらっしゃるのか。

それと、今回二号橋商店街の要望もあって、活性化が隊員の目標地になっているような説明資料があるんですけど、その辺の状況について、この3点について、まずお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず、隊員募集はどのようにされるのかという御質問ですけれども、募集方法につきましては、市において募集要項を作成して、報道投げ込み、市ホームページ、市公式ライン、熊本県移住定住ポータルサイト、日本移住交流ナビホームページ等で周知し、7月以降、全国から募集することとしております。

2点目、現状についてということですが、現状、農林水産課のほうで活動してるのは、農業関係の方がいらっしゃいますけども、定期的に交流をしながら、意見交換をして進めているところでございます。

それと3点目は、

○議長（園田 一博君） 島田議員、3点目は何だったですか。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 二号橋商店街の活性化が目標地点なのかということによろしいでしょうか。

○12番（島田 光久君） はい、よかです。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 地域おこし協力隊制度につきましては、地域づくり活動に意欲のある、地域外の人材を持って積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持強化に資することを目的としています。今回募集する地域おこし協力隊員は、二号橋商店街における3年間の地域づくり活動を通じて、自分が暮らし続けたいと思う地域のにぎわいと、自分自身の定住につなげていただければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 隊員募集は、全国規模でされるということで、恐らく能力とか年齢とか制限が、私は当然あると思うんですけど、基本的に、やはりネット環境ですね。情報発信とか、そういう人材も恐らくあわせてされると思うし、恐らく大卒関係を中心に募集されていると思います。その辺も、もうちょっと詳しくですね。

それと、業務体制ということは、市役所の中に今いらっしゃる協力隊は、採用したら現地に入り込んで、活動されているという状況と思うんですけど、例えば、農林水産課で担当だった場合ですね。現状、農林水産課に自分の席というのはなかでしょう。今の現状の隊員の現状じゃ。恐らくいろんな市町村のあれがあるんですけど、何かほとんど野放し、言葉悪いんですけども、そんな感じで活動されているような感じがするんです。

今回、二号橋、今回2名募集されていますけど、商店街に2名の隊員を入れて、どのような活動を想定されているのかですね。大ざっぱはわかりますけど、それが地域に定住につながるような活動体制ができるのか。

その辺は、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今、12番、島田議員のほうから、地域おこし協力隊の活動、野放し状態に見えるということでありましたけども、まず、ここについては、湯島の例で申し上げますと、月1回報告を市役所に来て報告を義務づけております。そこについては、日々つける日誌を添付して、現状での活動であったり、課題等について協議をしておりますし、随時必要な場合については、助言、指導等も行っておりますし、必要な報告については求めておりますので、地域おこし協力隊、市と協力しながら、地域の中で活動しているという点については、申し上げておきたいと思っております。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 今、総務企画部長が申しあげましたように、地域おこし協力隊というのは、そもそも地域から要望があって行うものですから、その地域の中に入って、やはり活動をするのが当然かなという気がいたします。今回の二号橋商店街の件につきましても、やはり商店街の会員と連携とか、協力というのがなくしては進んでいきませんので、商店街の内に置くことが望ましいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今回、二号橋商店街に2名募集されるわけですけど、商店街の活性化ということは、相当能力がいるのかなという感じがいたします。そこで、2名公募されて、意欲があって、能力の人材が本当に手上げて、参加していただければ一番いいんですけど、活性化に至らなかった場合、隊員は定着もしないと思うんですけど、その辺は、2名ですけど、2名の連携というのは、どうも頭の中で考えると上手く考えられないんですけど、何か策があるのか。当然、地元がしっかり積極的に活動されて、それば支援するぐらいの感じが協力隊の仕事じゃないかと、私は考えているんですけど、そういう位置づけが、どうしても活性化という言葉が、どうしても先に来るもんだから、本当にそれができるのかできないのか、やってみないとわからないのはわからないんですけど、その辺は、どう考えてますかね。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 地域おこし協力隊の活動範囲というものは、上天草市の地域おこし協力隊員設置要綱に定めてございます。それに合致する活動であればということで考えておりますけれども、そもそも地域おこし協力隊を導入したいと、入れたいという地域、団体の声があれば、その目的、あるいは、受け入れる人の能力等々は考えなければいけませんけれども、地域おこし協力隊に、その活動全て投げてしまうということではなくて、その受け入れる地域団体も一緒になって、やはり詰めなければ、結果は出ないというふうに思っておりますので、そこは上手く指導をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君、次をお願いします。

○12番（島田 光久君） 次は、同じ地域おこし協力隊活動助成金233万2,000円ほど予算計上

されていると思うんですけど、これ恐らく2人分の活動助成金だと考えるんですけど、これは、囑託金の計算して2人分が半年間ぐらい説明資料によれば、助成金は違うか。すいません。この助成金は、使い方ですね。2人分の230万円だと思うんですけど、この使用範囲というのは、どのような状況に使われるのか。例えば、イベントとか、そういうのに使っちゃうのか。

それと、活動助成金は毎年交付、同じ金額交付されるかですね。活動報告は、先ほど湯島の場合は報告されたんですけど、二号橋の場合、2人体制になります。どのような活動報告体制にされるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） まず、活動助成金の使用範囲につきましては、先ほど申しましたように、地域おこし協力隊の設置要綱の第2条に5つ活動の内容が明記されております。その中の活動を行う必要な経費として、上天草地域おこし協力隊活動助成金交付要綱のほうに定めておまして、8つ項目がございます。

まず、住所活動用車両の借り上げ費、次に、活動旅費等の移動に要する経費、作業道具・消耗品等に要する経費、関係者間の調整意見交換等に要する事務的な経費、それから、隊員の研修受講に要する経費、地域住民との交流または地域おこしに資する取り組みに要する経費、隊員の定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費、その他市長が必要と認めた経費としてありますので、この範囲内であれば、認めることになるかと思えます。

また、活動報告につきましては、先ほど総務企画部長が申しあげましたように、毎月、報告書を提出するというふうになりますので、一人であろうが二人であろうが、同じことになるかと思えます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 活動助成金の使用は、今部長が説明されて、これは、もう縛りが若干見え隠れするんですけど、自由に担当課に申請とか、やはりそういう事務作業があるのかですね。例えば、隊員が、こういうあれを研修に行きたいとか、そういう縛りもあるのかなのか。

その点と、活動報告2名体制ですけど、2名体制だったら、2名で手を組んでされるのか、別々に活動されるのか、その辺は、今回どうなりますかね。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 先ほど、使う経費について縛りがあるのかという御質問ですけれども、そこは相談を受けながらしますけれども、特段縛りは設けてはないというふうに考えております。

それと、今回の2名採用で、同じでやるのかという御質問ですけれども、最終的な目的は同じであるかと思えますけれども、その中で、いろんな形で活動範囲は広がるかと思えますので、そこら辺は、隊員と市と関係者と協議をしながら進めていくべきだと思っております。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○**総務企画部長（和田 好正君）** 対象経費については、助成金の対象経費というのは示されておりますので、そこについては、該当するものであれば申請をできます。まずは、何に使うのか、補助金等と一緒に、申請書を出していただいて、その中で内容を精査して、交付決定をします。そして最後は、実績の報告ということで、領収書等の写しを添付して出していただきますので、無制限にこれが使用できるというものではございません。

○**議長（園田 一博君）** 島田光久君。

○**12番（島田 光久君）** 地域おこし協力隊は、地域に入って行って活動して、3年間を終えて、地元で定住するというのが本当の目的になっていると思うんですけど、ぜひ、仮に2名採用されて、せめて1人は定住できるように、やはり施行部としても相当支援とか協力とかも相当進める必要があるかなと感じます。答弁はよかです。次行ってよかですか。

次は、建設部の都市整備課23ページです。土木費、都市計画総務費の需要印刷製本10万6,000円についてお尋ねいたします。

これは、木造住宅耐震化支援事業総務費も今回160万円ほど減額をされております。これは、この目的は、旧耐震基準で建設された木造住宅の耐震化促進を図る事業でありますけど、これまで旧耐震基準で建設されている木造住宅の耐震状況はどうなのか。また、これまで周知及び募集はされてきていますけど、どのような状況なのか。

それと、木造住宅以外のコンクリートブロック住宅等ですね。事業所だったり店舗だったりもあると思うんですけど、その辺の耐震状況はどうなのか。

その3点について、お尋ねします。

○**議長（園田 一博君）** 建設部長。

○**建設部長（小西 裕彰君）** よろしく申し上げます。

まず、1点の旧耐震基準で建設されている木造住宅の耐震状況ということですが、本事業は、国の社会資本整備総合交付金及び県の平成28年熊本地震復興基金交付金を活用して、戸建て木造住宅所有者の住宅耐震化を補助するものです。

今回の補正予算は、既存の補助事業に本年度から補助額の拡大につながる総合支援メニューが新設されまして、制度の市有地に係るダイレクトメールの通知を行っていることが、補助の要件とされたことから、印刷製本料及び郵便料金を計上するものであります。市といたしましては、昭和56年度以前の旧耐震基準で建設された戸建て木造住宅の所有者へ住宅耐震化を促すためのダイレクトメールを発信することとしております。本市の旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震状況については、現状では把握はできておりません。

二番目のこれまでの周知及び募集状況ですが、これまでの木造住宅の耐震化に係る補助事業の周知につきましては、市広報誌及び市のホームページにおいて行っております。平成28年度から平成30年度まで耐震診断及び建て替えの募集は4件あったところです。

三番目の木造住宅街のコンクリートブロック住宅等の支援はどうなっているのかということですが、これまでに発生した大地震では、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された古い木造住宅

に甚大な被害が見られていることから、国及び県の耐震化方針では、戸建て木造住宅の耐震化を緊急かつ最優先に取り組むものと位置づけられており、木造以外の住宅につきましては、対象とされていないところです。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） これまで、個別の耐震状況を把握されていないと。そして、これまでホームページとか口頭で周知されていたと。これまでこの条件をして耐震された方は、平成28年度が4件ということで、今回説明資料によると、ダイレクトメールを送られると。この予算化が1,300枚、1,300世帯に通知をされるのかと思うんですけども、通知をされて、その後、調査項目もされるのか、耐震してほしいとかしないとか、そういう形でメールを出されるのかですね。

それと、例えば、耐震化する場合には、調査が必要になってくると思うんですよ。耐震するために、補強が必要なのか。どれぐらい補強が必要で、予算がどれぐらいかかるのか。その調査費というのも耐震補助の中に含まれるのか。その辺についてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 1点目は何ですかね。

○12番（島田 光久君） 1点目は、メール送るでしょ。1,300世帯に。

○建設部長（小西 裕彰君） 1,300世帯じゃなくて1万3,000世帯です。それにダイレクトメールを送りまして、こういう補助対象事業がありますので、申請をしませんかというお知らせです。その確認ではないです。それと、

○12番（島田 光久君） その場合に例えば必要性を問うようなあれはしないのかという意味合いです。

○建設部長（小西 裕彰君） いえ、ただこういう制度がありますというお知らせだけを出します。調査は行いません。それと、調査費になるかということですけども、今回の総合メニューにつきましては、耐震診断、それと、耐震の設計、改修、これまで行った場合には、上限100万円が補助されるということです。工事まで行われなければ、対象にはならないということです。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは、1万3,000世帯とは、ほとんど全世帯とも考えられるんですけど、ほとんどの世帯にこういう支援がありますよと出されて、そのあと、耐震したい人がみずから募集にのってくるという形かなと考えるんですけど、耐震調査改修まで含めて、最高で100万円までと上限ということで、これ、市としてこの耐震、積極的に進める気があるのか。

例えば、1万3,000世帯というのは、全体に出すわけでしょ。だから、木造住宅に限って出されるわけじゃないから、もうちょっとやはり旧耐震のところは積極的に調査されて、資料で市はわかると思うんですよ。積極的に耐震化を進める気があるのか。私には、あんまり伝わってこないんですよ。だったら、メール送られるときに、希望も含めてアンケート式に出されて、

そして吸い上げたら、1万3,000出したら、お金も個人出しも相当あると思うんですけど、何割が興味があるとか、そういうのも含めてメール送る、調査されたらどうですかね。追加してですね。今後ですね。そして、積極的に市が取り組むような姿勢を示して欲しいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 先ほどから申しました1万3,000世帯、これは木造昭和56年度以前の旧耐震で建築されている木造住宅の数であります。積極的に行うかということですが、議員おっしゃるとおり、希望を追加したりして、ダイレクトメールと一緒に返信用も入れて、やってみたいとは思っています。

○議長（園田 一博君） 次に、6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 質問前にありましたけれども、22ページの地域おこし協力隊員活動報償費232万4,000円について、改めてお伺いします。

これは、二号橋商店街の活性化のためにということで、協力隊員2名ということですが、2名というのが、二号橋商店街の活性化だけのために2名も必要なのかなと、まず感じましたので、その2名というのの根拠。それと、この2名の方は、二号橋商店街の活性化だけに特化したものかどうかということをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） まず、2名の雇用の根拠ということですので、お答えさせていただきます。

天草五橋の二号橋界隈の事業者で組織しております大矢野町二号橋商店会は、平成31年4月30日現在で、正会員17名、街路灯協力店8名で活動されているところです。二号橋商店会では、これまでも二号橋の碑事業や、夏祭り等に取り組んでこられたところがございますけれども、近年、事業主の高齢化や店舗の減少等によりまして、活動の停滞などを課題を抱える一方で、平成29年度には、県補助事業を活用した街路灯のLED化を実施されるなど、上天草市の観光拠点としての活力をもっと高めたいというふうな意欲を示されているところです。そうした中、二号橋商店会より、地域おこし協力隊を活用して商店街の活性化を図りたいと申し出があり、これまで市と二号橋商店会、市商工会等で協議を重ねてきた結果、地域住民の集客や、観光客の誘客につながり、商店街ににぎわいが戻るような魅力ある事業を創出するためには、その核となる人材として、複数の地域おこし協力隊の任用が必要ではないかと判断したところでございます。

あと2点目です。二号橋商店街の活性化に特化したものなのかということですが、基本は、二号橋商店街の活性化に特化したものと考えておりますけれども、具体的な活動につきましては、地域や産業団体、市とで連携しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今説明いただきました二号橋商店街の方々も、お祭りとかいろいろ今までされてきてますので、相当頑張ってこられているというふうには、私も理解しております

が、今の部長の説明では、なぜ2名なのかというのが、よくまだ理解できないんですよ。それで、例えば、2名のうちに1人はどういふようなことをするとか、もう1人はまた別に違った形ですというので2名必要なのかどうかという、その2名というのが今の説明では、ちょっと1名でもいいんじゃないかなというふうに思いますので、なぜ2名も必要かというところを、もう少し詳しくお話いただけますか。説明していただけますか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 商店街の活性化というのは、非常に重要なものでございまして、いろんな活動が考えられます。その中で、より多くの方との触れ合いであるとか、関係確保、構築されていくかと思うんです。その中で、1名でやっていくのでは、少し範囲が広過ぎるケースも考えられますので、1人でやるよりも、複数で考えたほうがいいんじゃないかというところで、2名というところに行き着いたわけです。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 範囲が広過ぎるということでありましたけれども、これまでの協力隊員というのは、教良木もまた新たに募集されてますけど、それと、湯島に2名、維和は1人ですね。その辺でちょっと範囲が広いというか、できれば、私はその採用するに当たってのいろいろあるんだと思うんですけど、二号橋商店街に限ったことではなくて、上天草市全体の観光とかそういうほうにも、少しできていけばなと思って、せっかく2名ということであれば、そういうふうにしたほうがいいのではないかなと思ったものですから。今後の活動次第かなとは思いますが、その辺のことも、2年ですかね3年ですかね。3年ですよ。二号橋の商店街に限ったことではなくて、その周辺と言いますか、そういうところでも活動できるようにしたらいいのではないかなと思ったものですから、その辺をお願いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 先ほどの範囲が広がるということではなくて、いろんな方との触れ合いが出てくると思うんです。同じ市内の中でも、その二号橋商店街だけじゃなくて、いろんな活動されてる方との交流が広がります。その中で、二号橋商店街に結びつく、活性化に結びつくものを、やはり活用していく。そこを活動していくには、やはり1人で活動するには、少し無理があるのではないかと考えたところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） はい、わかりました。地元の方たちの協力もあると思いますので、発展していけばなというふうには思います。

次に、同じ22ページですけれども、地域おこし協力隊員活動報償費99万6,000円ですけれども、これは、隊員の仕事としては、4町を対象にしたものか。それとも、地域を限定しているのかということと、天草四郎観光協会事務所内に業務に当たる場所を確保するということになっておりますが、観光協会の業務内容との、そこにいけば、いろんなのも出てくるかと思うんですけど、その辺の区別ですね。その辺がきちんとされていくのかどうかというのを、少し心配します。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 今回の募集します地域おこし協力隊員は、市内全域の観光振興に関わることをしているところをごさいますて、観光情報の発信、観光イベント等の企画・支援などに取り組むこととしております。ですから、地域を限定したものかということと言いますと、地域全域ということになります。市内全域ということになります。

次に、観光協会の業務内容の区別はというところをごさいますけれども、一般社団法人天草四郎観光協会は、観光に係る事業者等により設立されておさいますて、市の観光振興に係る自主事業や、委託事業など、さまざまな事業を企画し、実施されているところをごさいます。今回募集する地域おこし協力隊は、市が観光協会に委託する事業や、補助事業を実施するというのではなく、観光協会が実施している従来からの事業活動の枠を超えまして、新たな視点から地域おこしや観光振興につながる事業の発掘、情報発信等に取り組み、市内全域の活性化のために活動していただくこととしております。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終了しました。

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設委員常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。

通告があつておりますので、発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 17ページ民生費、プレミアム付商品券事業事務委託料4,500万円について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

今回のプレミアム付商品券事業というのは、消費税の値上げを念頭にされて、低所得者とか子育て世代に特化した支援事業だと考えております。そこで、この対象者に対しての今回の周知ですね。説明資料で大体は理解をしますけど、世帯ごとにされるのかという感じもしますけど、その対象者に対しての周知はどのようにされるのか。

それと、商品券を活用できる事業所ですね、どのようにされるのか。

それと、最終的にプレミアム商品券を活用しない対象者が、当然出てくるとおさいます。プレミアム商品券を使ってない人も、これまでの事業に対して使ってない人も相当いらっしゃるおさいますので、今回も券を買わなきゃいけないという補助事業ですので、そういう場合に、何か対策は考えているのか、まず、お尋ねします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願ひいたします。

まず、1番の対象者に対する周知の方法をどのように行うのかということをごさいますけれども、本事業は、令和元年10月からの消費税及び地方消費税の10%への引き上げに伴い、所得の少ない方及び3歳未満児のいる子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和するとともに、地域

における消費を喚起、下支えすることを目的としておりまして、国が制度化したものでございます。

プレミアム商品券の販売等については、市町村が行うこととされております。購入対象者への周知につきましては、対象者である住民税非課税者及び3歳未満児の子育て世帯主に通知を行うこととされております。

具体的には、住民税非課税者につきましては、商品券の購入希望申請書及び制度の概要を説明したチラシを送付することとしておりまして、3歳未満児の子育て世帯につきましては、商品券の購入引換券及び当該チラシを直接送付することとしております。

また、本事業の概要等につきましては、市広報誌、ホームページ、ライン等で周知を行うとともに、各庁舎及び各支所窓口にもポスターを掲示し、チラシを用意するなど、広報活動をしっかり行ってまいりたいと考えております。

それと、2番、商品券を利用できる事業所はということですが、商品券の取扱店舗につきましては、プレミアム付商品券事業実施要領、これは、内閣府通知でございますけれども、これにおいて、市町村内の店舗から幅広く公募するよう定めてあるところでございます。

本市においても、上天草市内に事業所、店舗等を有する事業者で、市内の店舗等に限り、商品券を使用可能とすることができるものに、市の広報誌及びホームページ等を通じて、7月以降公募を行う予定としております。なお、商品券取扱店舗におきましては、店頭にのぼり旗を設置することとしておりまして、さらに、商品券の利用者につきましては、商品券の引きかえ券を送付する際に、取扱店舗の一覧表を配布する予定としております。

それと、プレミアム商品券を活用しない対象者、どうなるのかということですが、購入限度であります2万5,000円の商品券を、一度に2万円支出して購入することが困難なケースが想定されることから、今回の事業では、1冊4,000円の商品券を5回に分けて購入することを可能としておりまして、商品券の購入期間を10月から翌年2月まで設けるなど、使い勝手のよい商品券の事業としているものでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 最初の対象者に周知ということでお尋ねしたいんですけど、この対象者というのは、非課税世帯と3歳未満の子育て世帯になっているんですけど、この場合、3歳未満の子供がいる非課税世帯は、なんか二通り利用できるのかという感じがするんですけど、できるのか、できないのかですね。例えば、低所得であって、子供が3歳未満がいる人は、いた場合ですね。それは、二回利用できるのかと、商品券を活用できる事業所と、これまでは、商工会に、今回も商工会に事業委託されるわけなんですけど、これまでは、市内の商工会会員の店舗にこれまで限っていたと思うんですけど、今回は、商工会関係の加盟店以外、市内に大型店も結構何店舗もありますけど、そっちのほうも利用できるのかなというような感じがしたんですけど、その辺ですね。

それと、商品券を活用してた対象は、もうしない人は、当然利用しないわけだから、そのまま

という形になるのかなと感じがするんですけど、そういう解釈でよろしいですかね。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） まず1点目は、非課税世帯と子育て世帯があって、非課税世帯の中に子供がいる場合使えるのかということでございますけども、例えば、非課税者の父母、非課税者の子供1人の場合でございますが、商品券は非課税者分として、父、母、子供の3人分が購入可能となります。それと、子育て世帯分として、父に子1人分が購入可能となるものでございますので、世帯の中に子供がいる場合には、子供の世帯分の人数分と、子供が別個に1人分ということにはなりません。

それと、事業所関係でございますけども、市内店舗に事業所を有する店舗でございますので、商工会会員に限らずということで、公募をする予定でございます。

それと、活用しない対象者、なるだけ活用できるように、細かく購入できるように分割したところでもありますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） これは、やはり低所得者に、消費税の負担を軽減させる国の施策ではあるんですけど、やはり恐らく最終的には、活用しない世帯というか、事業者が大多数出てくるんじゃないかと思います。資料見てみると5,000円ですね。5,000円の補助をするということになっているんですけど、その5,000円のあれをできるだけ全世帯、全子供たちに波及するように、しっかり頑張ってもらいたいと思います。

あとは、委員会でしっかり議論してもらえばいいと思います。

これで終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、8番、小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 24ページの中学校英語検定チャレンジ事業補助金について伺います。

説明資料によりますと、前年度が生徒数202名に対して、受験者率が43.9%ということで、3年生の受験者率にしては低いような気がするんですけども、その理由と、(3)の今回のこの補助金は、中学3年生に特化した補助金ということなんですが、昨年、1年生と2年生は、どれくらいの数の生徒が受験を行っているのか伺いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、中学校英語検定チャレンジ補助金について、御説明申し上げます。これは、グローバル人材の育成を目指しまして、本市中学生の英語力の水準及び英語学習に対する意識・意欲の向上を図るため、中学3年生が受験する英語外部検定試験の受験料に3分の2の助成を行うものでございます。市の助成金の2分の1は、熊本県が実施する中学校英語検定チャレンジ事業により、市に対して県から補助されることとなっております。

前年度の受験者率が43.9%であった理由につきましては、まず、熊本県への震災復興支援の一環として、中学1年生から3年生までの全生徒を対象に、英語力を測定する英検I B A自治

体版というものが、公益財団法人日本英語検定協会により、3年間無料で実施され、市内全ての中学生が受験していたことから、外部検定試験の受験希望者が少なかったものと考えております。

また、英語外部検定試験は、受験料が高いこともあり、経済的理由により、英検受験を控える事情もあったのではないかと推測しております。

それと、(3)の中学1年生2年生の受験者の数でございますが、平成30年度における市内の中学1年生2年生の英語受験者数につきましては、1年生が31名、受験率で16.4%、2年生が40名、受験率で19.8%ございました。なお、市内の中学1、2年生においても、昨年度は英検I B Aを全員受験しております。

なお、この英検I B Aの無償につきましては、平成30年度で終了しております。

以上でございます。

○議長(園田 一博君) 小西涼司君。

○8番(小西 涼司君) I B Aですか、I B Aを行っていたということで、受験者数が少ないということで理解をいたしました。

それでは、30年度でそれが終了するというところで、令和元年度、今年度ですね。160名、対象者199名に対して、160名ということで、対象者が絞ってありますませけれども、その160名の根拠と、もう1年生2年生、1年生まではどうかと思うんですが、1、2年生に対しての、その補助ができなかったのかを伺いたいと思います。

○議長(園田 一博君) 教育部長。

○教育部長(山下 正君) まず、予算の根拠でございますが、国の教育振興基本計画におきまして、中学卒業段階での英検3級以上相当の生徒数割合を50%とされております。本市におきましても、この目標を達成するため、現在の受験率を80%に引き上げ、合格率65%の達成を目指すこととしております。160人の根拠につきましては、市内中学3年生の生徒数199人のうち80%の受験を想定したものでございます。

それと、1、2年生の対象拡大についてでございますが、先ほど申しました県の事業に合わせて、3年生を対象としているものでございます。英語力の強化の必要性は、十分に認識しておりまして、学習成果の確認の観点から3年生を対象としているというところでございます。しかしながら、英語検定は学習意欲の向上にも効果が期待できることを踏まえまして、現在の施策に合わせ、効率や効果的な取り組みを進めてまいりたいとも考えております。

以上でございます。

○議長(園田 一博君) 小西涼司君。

○8番(小西 涼司君) 2020年度からだったですかね。小学校のほうにも、英語の教科が入ってくるということで、他の自治体では前倒しでその教科を小学校の授業に取り入れているところ等もありまして、今、先ほどから説明がありますように、グローバル化の時代の中で、大学受験にしても、企業に就職するにしても、やはり英語力が上がるということは、大変必要なことではないかと思えます。

そういった中で、今回は、限られた予算の中で、県と市のほうで3分の2を助成するというこの予算なんですけれども、できたら1年生2年生に対しても、そういった措置ができれば、その子供たちにとっては、将来、やはりためになることでもありますので、今後、もし、そういった機会があったときには、ぜひとも、その1、2年生あたりに対しても、予算措置を行っていただければと思いますが、教育長、何かありますでしょうか。

○議長（園田 一博君） 教育長。

○教育長（高倉 利孝君） 私もそのとおりだと思います。もう3、4年生から始まっておりまして、特に本市では、低学年、保育園からも始めております。そういうことを考えますと、できるだけこういう英検を受けて、そういう資格を中学生にとらせてやりたいなと思っております。拡大方向で考えてまいりたいと思います。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。

本案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

日程第 6 議案第46号 令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第46号、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 7 議案第47号 あらたに生じた土地の確認について

○議長（園田 一博君） 日程第7、議案第47号、あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第 8 議案第 48 号 字の区域の変更について

○議長（園田 一博君） 日程第 8、議案第 48 号、字の区域の変更についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第 49 号 公有水面埋立てに関する意見について

○議長（園田 一博君） 日程第 9、議案第 49 号、公有水面埋立てに関する意見についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第 10 議案第 50 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び
規約の一部変更について

○議長（園田 一博君） 日程第 10、議案第 50 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 11 同意第 5 号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第 11、同意第 5 号、上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 5 号を採決いたします。同意第 5 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第 5 号は、これに同意する

ことに決定いたしました。

日程第12 同意第6号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第12、同意第6号、上天草市固定資産評価審査委員会委員の選
任につき、同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、同意第6号を採決いたします。同意第6号は、これに同意することに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第6号は、これに同意する
ことに決定いたしました。

日程第13 同意第7号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第13、同意第7号、上天草市固定資産評価審査委員会委員の選
任につき、同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、同意第7号を採決いたします。同意第7号は、これに同意することに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第7号は、これに同意する
ことに決定いたしました。

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつ
いて

○議長（園田 一博君） 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を

求めることについてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、諮問第1号を採決いたします。諮問第1号は、異議がない旨答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 異議なしと認め、したがって、諮問第1号は、異議がない旨答申することに決定いたしました。

日程第15 議案第51号 財産の取得について

○議長（園田 一博君） 日程第15号、議案第51号、財産の取得についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして、御説明いたします。

追加議案として、財産の取得についての議案1件、人事案件として上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての同意案件1件を提出しております。

財産の取得についての詳しい内容につきましては、総務企画部長から説明いたします。

議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 執行部から議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしく願いいたします。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第51号、財産の取得について御説明いたします。

この議案は、上天草市学校ICT整備計画に基づき、市内の全ての小学校において、ICT環境を整備するため、財産を取得するものでございます。取得する財産は、物品である電子黒板65台でございます。取得の相手方は、熊本市南区南高江6丁目2番30号、株式会社北星堂で、取得金額は2,699万8,920円でございます。

提案の理由といたしまして、財産を取得するには、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第16 同意第 8号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第16、同意第8号、上天草市教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案書の2ページをお願いします。あわせて、委員等の同意等議案に関する資料1ページをお願いいたします。

同意第8号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。

現委員であります古川佐奈江氏が、令和元年7月1日をもって任期満了となることから、後任の教育委員会委員として、次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める者の氏名は、辻元幸之助です。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。なお、任期は、令和元年7月2日から令和5年7月1日までの4年間でございます。

提案理由といたしましては、教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

日程第17 請願・陳情等の取り扱いについて

○議長（園田 一博君） 日程第17、請願陳情等の取り扱いについてを行います。

本定例会において、受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、経済建設常任委員会及び文教厚生常任委員会に、それぞれ付託いたしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。なお、次の本会議は、20日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時25分